

保護者様

令和7年6月12日

大阪市立下福島中学校
校長 糸山 政光

令和7年度(2025年度)就学援助費の支給について

平素は、本校教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、就学援助を申請された保護者の方のうち、早期区分認定者及び一般区分認定者(認否結果通知は8月末予定)を対象として、就学援助費の支給について、ご案内いたします。

なお、この案内は全家庭に配布しています。就学援助の利用を希望される方で申請がお済みでない方や申請を検討中の方は、申請期間が6月30日までとなっておりますので、裏面をご確認いただき期日までに申請を行ってください。

※期日を過ぎても申請はできますが、認定日は申請日以降となり支給対象は認定日以降の費用となります。

記

1. 支給日・内容

	生徒費 予算額	積立金 実費額	入学準備金(1年生のみ) 63,000円
早期1	—	—	3月支給済
早期2	7月3日 (5月分まで)	行事実施後に支給	7月3日
一般1	10月7日 (9月分まで)	行事実施後に支給	10月7日
一般2	10月7日 (9月分まで)	行事実施後に支給	10月7日
随時	個別にお知らせいたします		—

・振込先について、徴収金口座を希望された場合は、大阪シティ信用金庫の口座へ振り込まれます。

・学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費支給額から未納分に充当させていただきます。

・認定後の生徒費は、就学援助費から全額充当するため口座振替はありません。積立金・PTA会費は、引き続き口座振替を行います。

・積立金は、3年修学旅行に参加された場合、実施後に実費額が支給されます。実費額は、それぞれの行事後に配布する決算書にてご確認ください。

・給食費は、保護者負担はありませんが、年間の給食費額をお示しする必要があるため、後日「学校給食費額決定通知書」をお渡しいたします。

2. その他

・認定後、転校や世帯状況の変更・口座の変更等がある場合は、速やかに本校事務室へご連絡ください。変更等の手続きが遅れると支給された就学援助費を戻入していただく場合があります。ご注意ください。

・お知らせした内容に変更のある場合を除いて、今後就学援助費の支給案内は行いませんのでこのお知らせは1年間大切に保管してください。

ご不明な点などがございましたら、下福島中学校 事務室までお問合せください。

下福島中学校 事務室 電話 06-6441-5690 担当:三木

就学援助制度の利用を検討中の方、申請がお済みでない方は裏面をご確認ください

＜就学援助とは＞

教育の機会均等の精神に基づき、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行い、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。

就学援助を希望される場合は、すでに配布しております「令和7年度（2025年度）就学援助制度のお知らせ」及び「令和7年度（2025年度）就学援助の申請について」をご覧のうえ、お申し込みください。

＜申請期間＞

申請区分	申請受付期限	申請理由	審査結果の通知時期 (教育委員会から郵送)
一般2申請 (書類審査)	令和7年6月30日（月）	①～⑫	8月末日予定

＜申請方法及び申請先＞

お子さまが在籍する学校へ、保護者様がご持参いただくか、郵送により提出してください。

【提出先】〒553-0004 大阪市福島区玉川1-4-11
大阪市立下福島中学校 事務室

ただし、次の小学校と中学校にきょうだいが在籍する場合は、小学校または中学校のいずれかにまとめて提出できます。記載している学校以外に在籍するきょうだい分については受け付けできませんので、ご注意ください。

小学校	福島小学校・玉川小学校・野田小学校・吉野小学校・大開小学校・鶯洲小学校・ 海老江東小学校・海老江西小学校・上福島小学校
中学校	野田中学校・下福島中学校・八阪中学校

※ 申請書類は小学校在籍児童分・中学校在籍生徒分の2枚の提出が必要です。

＜その他＞

申請を受け付けた際には、「受領書」を発行します。

申請書を提出したのに受領書が届かない場合は、提出先の学校までご連絡ください。